

令和6年度第9回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年12月25日(水)		開議の時刻	午前10時10分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前10時55分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	欠 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	出 席
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 9 番 関根 文男 委員 10 番 松本 禮子 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字東平在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は所有している農地と隣接しており一体的に耕作ができるため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、2 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は自家消費の野菜などを今より多く作るため、渡人は農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、3 番の申請について、大字岡在住の申請人（受人）より、大字岡在住の申請人（渡人）が、</p>

<p>議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>大字岡地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、一体的に利用し効率化を図るため、渡人は農地を相続したが、大型農機具も無く、耕作・管理ができないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>4 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、東京都中野区在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は隣接地のため効率的に耕作できるため、渡人は遠方のため耕作できないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>農地利用最適化推進委員の加藤委員が議事参与の制限に該当した。</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、東京都練馬区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、工場敷地拡張（資材置場）のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、工場敷地拡張（資材置場）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
--	--

2番の申請について

松山地区・須長委員より、2番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、坂戸市在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

松山地区・須長委員より、3番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

4番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4番の申請について、元宿2丁目在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、高坂1丁目在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の

区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。

唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅の建築（申請者居住用）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築（申請者居住用）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8 番の申請について

高坂地区・山下委員より、8 番の申請について、大字田木在住の申請人（受人）より、大字田木在住の申請人（渡人）が、大字田木地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

<p>案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、60 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>関根委員と杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 7 年 1 月 27 日 (月) 午前 10 時 20 分～</p> <p>会 場 市総合会館 3 階 303 会議室</p>

午前10時55分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和6年度第9回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月27日

議長 久保田 節子

委員 関根 文男

委員 松本 禮子